平成２８年（フ）第６９２号
千葉県市川市曽谷３丁目18番23号
債務者　田中　勇人
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６９３号
千葉県市川市曽谷３丁目18番23号
債務者　田中由紀子（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６９４号
千葉県市川市曽谷３丁目18番23号
債務者　田中　順子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７０９号
千葉県市川市福栄１丁目23番５－103号（メゾン福栄）
債務者　菱沼真理亜
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７３４号
千葉県船橋市駿河台２丁目７番24号　川崎ハイツ201号
債務者　中村　政敏
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第８６号
長野市篠ノ井御幣川761番地１
債務者　新井　　誠
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
長野市上松４丁目24番３号　ヴェルヴィ上松201
債務者　西野　　遥
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２５３号
兵庫県加古川市加古川町美乃利132番地の９
債務者　櫻井多賀子
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２５９号
兵庫県加古川市尾上町口里250番地　アミティやまと206号
債務者　塚川　和義
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２６０号
兵庫県加古川市尾上町口里250番地　アミティやまと206号
債務者　塚川　和美
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７２号
佐賀県伊万里市大坪町丙2157番地１　緒方商店２Ｆ
債務者　森　　孝貴
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１０３号
佐賀県杵島郡江北町大字山口6808番地１
債務者　古賀　裕二
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１１５号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄5603番地11
債務者　すなっく久美こと　松尾久美子
1　決定年月日時　平成28年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１４９号
長崎県長崎市三川町930番地61、旧住所長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2041番地11
債務者　竹内　芳輝
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
鹿児島県大島郡龍郷町赤尾木1356番地（星の園）
債務者　植田　栄達
1　決定年月日時　平成28年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（フ）第６８号
北海道小樽市梅ケ枝町21番９号、前住所北海道小樽市築港12番409号　オタルベイサイドシティ７
債務者　鈴木　淳子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２８年（フ）第３７１号
仙台市宮城野区蒲生字南城道田76番地の１　トマトハウス102、従前の住所宮城県多賀城市新田字後21番地の２　ビーブルＣ102
債務者　加藤　純子
1　決定年月日時　平成28年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係